

ご利用案内

・サービス提供時間

月～金曜日 8:30～17:30

・休日

土・日・祝日・夏季休暇・年末年始

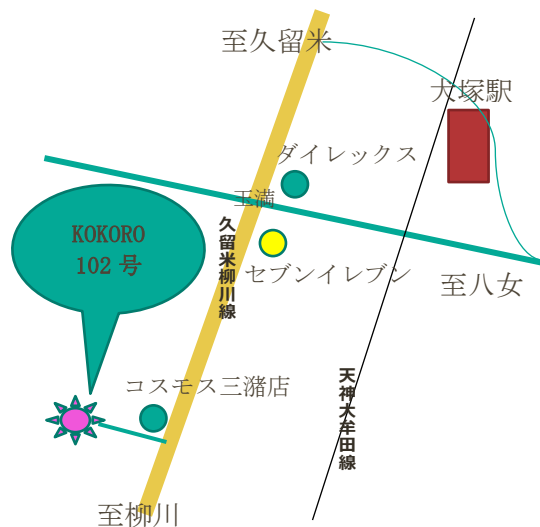
・利用方法

事業所へ来所いただくか、お電話・メール等にてご連絡ください。担当者が外出している場合もございますので、来所の際には事前にご連絡いただくと助かります。

・利用できる方

久留米市内及びその近隣市町村で障害のある18歳以上の方、又はそのご家族等が対象となります。

※相談支援専門員と一緒に今後について考えていきましょう。解決できる糸口が見つかるかもしれません。一人で悩まずにまずはご相談を!!



住所

〒830-0114
福岡県久留米市三潴町福光 496-1
ソロン BLD 三潴 I 102号

お問い合わせ

☎ 0942-64-2215

✉ soudan.kokoro.2215@sage.ocn.ne.jp

相談支援事業所 KOKORO
そうだんしえんじぎょうしょ こころ



相談支援事業所

KOKORO
(こころ)

※指定特定相談支援事業所



～相談支援の主な流れ～

① 相談受付

サービスを利用したい場合や困ったことがある場合は、相談支援事業所又は市町村の障害福祉課に連絡しましょう。

② 相談支援事業所との契約

サービス利用をする場合には「サービス等利用計画書」の提出が必要となります。
相談支援事業所に作成を依頼する場合は契約が必要となります。

③ 現在の状況の確認

自宅訪問、又は事業所に来所いただき本人やご家族の意向や生活状況をお聞きしていきます。

④ サービス等利用計画の作成

アセスメントをもとに、サービス等利用計画（案）の作成を行います。

⑤ 支給決定

市町村がサービス等利用計画（案）の内容を確認し、サービスの量などについて決定します。

⑥ サービス担当者会議

サービスの提供に関わる方たちや、ご本人ご家族の方が参加し話し合いを行います。

⑦ サービス等利用計画の説明

サービス担当者会議で話し合った内容に基づいてサービス等利用計画の作成を行いその内容について説明を行っていきます。

⑧ サービス利用開始とモニタリング

サービス等利用計画と受給者証に基づいて、相談支援専門員が定期的にサービスの利用状況や本人の生活環境について面談し把握（モニタリング）いたします。サービスの変更を希望される場合はご相談ください。

※③～⑧を再度行いご本人の希望する生活が出来るようお手伝いいたします。



お気軽にご相談ください。

・ご相談の内容について、一緒に解決方法を考えていきましょう。

・相談内容に応じた情報・専門機関をご紹介します。

・サービス利用の助言やプラン作成のお手伝いをいたします。

【相談支援事業所 KOKORO】

相談支援事業所 KOKORO は利用者様やそのご家族等の心が少しでも豊かになれるようなお手伝いをさせていただけたらと思っております。